

長南町飲食店事業継続支援金

-申請要領-

目 次

I 支援金の概要	
1 趣 旨	2
2 給付対象者	2
3 給付額	2
II 申請手続き	
1 問い合わせ先	3
2 申請書の提出	3
3 給付の決定等	7
III その他留意事項	7
(別紙) 暴力団排除に関する規定	8

I 支援金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、大きな影響を受けている飲食店に対し経済的支援を直接行い、事業の維持・継続につなげるため、飲食店に対して支援金を給付いたします。

2 納付対象者

「飲食店」とは、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1項に規定する飲食店営業（喫茶店営業を含む）の許可を受けて町内の店舗で事業を営んでおり、主たる業務が利用者を特定せず、注文を受けてその場で調理を行い店内で飲食させる食事提供施設をいう。ただし、コンビニエンスストア、スーパーマーケットは除くものとする。

対象者は、次の要件をすべて満たす者

- ① 保健所からの飲食店の許可を令和3年8月1日以前に受けていて、本給付金申請時にその有効期限が過ぎていない者

※ 納付対象となる業種

日本産業標準分類上の分類		
大分類	中分類	小分類
M	7 6	7 6 1 食堂、レストラン（専門料理店を除く）
宿泊業、飲食サービス業	飲食店	7 6 2 専門料理店
		7 6 3 そば・うどん店
		7 6 4 すし店
		7 6 5 酒場、ビアホール
		7 6 6 バー、キャバレー、ナイトクラブ
		7 6 7 喫茶店
		7 6 9 その他の飲食店

- ② 令和3年8月1日現在、町内に飲食店を有し、今後も事業を継続する意思がある者
- ③ 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること
- ④ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく当該要請に応じていること
- ⑤ 令和2年度分までの町税等（法人町民税、個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していないこと
- ⑥ 「暴力団排除に関する規定」（P8参照）を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部に照会することについて予め承諾すること。

3 納付額

2の対象要件を満たす飲食店に対し、以下の額を給付します。

なお、申請は1飲食店につき1回限りとなります。

- (1) 10万円

II 申請手続き

1 問い合わせ先

長南町役場産業振興課 商工観光係

【電話】0475-46-3397

【受付時間】午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

2 申請書の提出

（1）申請受付期間

令和3年11月30日（火）まで

（2）申請方法

申請書類を以下の宛先に郵送してください。

（令和3年11月30日（火）の消印有効）

【送付先】 〒297-0192 長生郡長南町長南2110

長南町役場 産業振興課 商工観光係

※切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※必ず、郵送にて提出してください。直接のお持ち込みはご遠慮ください。

（3）申請書類の入手方法

以下の方法で本支援金にかかる申請書等を入手できます。

【電子データによる入手】

長南町ホームページから入手することができます。

（URL）<https://www.town.chonan.chiba.jp>

※このほか、役場に紙の申請書類を配置いたします。

（4）申請書類

以下の申請書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

	申請書類一覧	チェック
①	長南町飲食店事業継続支援金申請書（第1号様式） (P4、5参照)	<input type="checkbox"/>
②	前年の確定申告書類の控え (P6参照)	<input type="checkbox"/>
③	【個人事業主の場合】 本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等） (P6参照)	<input type="checkbox"/>
④	飲食店営業許可証の写し (P6参照)	<input type="checkbox"/>
⑤	振込先口座を確認できる書類（通帳の写し） (P7参照)	<input type="checkbox"/>

① 長南町事業継続支援金申請書（第1号様式）

記載例（個人事業主）

第1号様式（第6条）

長南町飲食店事業継続支援金申請書

長南町飲食店事業継続支援金給付要綱第3条の給付対象者に該当するため、同要綱第6条の規定に基づき支援金を申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ありません。

また、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金を返還します。

なお、同要綱第7条の規定に基づき支援金の交付が決定した場合、別添の口座へ振込をお願いします。

令和3年10月11日

〒 297-0192

長南町長

様

申請者
(事業者)

住 所
(所在地)

長生郡長南町長南2110

代表者印

(事業者名称) 長南食堂

代表者役職氏名 代表 長南 太郎

印

電話番号

記

1 申請者の情報

主たる事務所の情報	フリガナ	チョウナンショクドウ					
	名称 (屋号)	長南食堂					
	基本情報	フリガナ	チョウセイグンチョウナンマチチョウナン				
	住所	長生郡長南町長南2110					
	電話番号	0475-46-xxxx					

申請企業の情報	申請事業者名 (法人名又は個人事業主名)	フリガナ	チョウナン タロウ					
	名称	長南 太郎						
	選択	法 人	法人番号		記入不要			
	申請者の種別	個人事業主	住所(※1)	長生郡長南町長南2110			生年 月日	昭和30年3月10日
	業種 (日本産業標準分類)	大分類	飲食サービス	中分類	飲食店	小分類	761	食堂
資本金 (又は出資金の総額)	記入不要	円	常時雇用する 従業員数		人	創業年月日 (西暦で記入)		

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1 申請企業の情報欄における「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

担当者	担当者名	所属			フリガナ	チョウナン	ハナコ
					氏名	長南	花子
	担当者連絡先	電話	0475-46-xxxx	メールアドレス	xxxx@xxxxxx		

2 給付要件に関する確認（すべての項目に該当していること）

該当する項目にチェックしてください。

- 町内の飲食店で、千葉県（保健所）から、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に基づく許可を令和3年8月1日以前に受けていて、本給付申請時においてその有効期限が過ぎていない。
- 町内に飲食店を有し、今後も事業を継続する意思がある。
- 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく当該要請に応じていること。
- 令和2年度分までの町税等（法人町民税、個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納していないこと。
- 「暴力団排除に関する規定」（申請要領P8参照）を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部に照会することについて予め承諾すること。

※添付書類（確認しチェックすること）

- 令和2年分の確定申告書等の写し
- 【個人事業主の場合】本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）
- 営業許可証の写し
- 振込口座の通帳の写し（口座番号・名義カタカナがわかる表紙等）

記載例（法人）

第1号様式（第6条）

長南町飲食店事業継続支援金申請書

長南町飲食店事業継続支援金給付要綱第3条の給付対象者に該当するため、同要綱第6条の規定に基づき支援金を申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ありません。

また、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金を返還します。

なお、同要綱第7条の規定に基づき支援金の交付が決定した場合、別添の口座へ振込をお願いします。

令和3年10月11日

〒 297-0192

長南町長

様

申請者
(事業者)

住 所 長生郡長南町長南2110
(所在地)

代表者印

(事業者名称) 株式会社 長南

代表者役職氏名 代表取締役社長 長南 次郎 印

電話番号

記

1 申請者の情報

主たる事務所の情報	フリガナ	チョウナンテイショク																	
	名称 (屋号)	長南定食																	
	フリガナ	チョウセイグンチョウナンマチチョウナン																	
	住所	長生郡長南町長南2110																	
	電話番号	0475-46-xxxx																	
申請企業の情報	申請事業者名 (法人名又は個人事業主名)	フリガナ	チョウナン ジロウ																
		名称	長南 次郎																
	申請者の種別	選択	法 人	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	
		選択	個人事業主	住所(※1)	記入不要								生年 月日						
		業種（日本産業標準分類）			大分類	飲食サービス	中分類	飲食店	小分類	761 食堂									
資本金 (又は出資金の総額)	100万	円	常時雇用する 従業員数	2	人	創業年月日 (西暦で記入)	1975年4月10日												
上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。																			
※1 申請企業の情報欄における「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。																			
担当者	担当者名	所属	経理担当				フリガナ	チョウナン		サブロウ									
	担当者連絡先	電話	0475-46-xxxx				氏名	長南		三郎									

2 給付要件に関する確認（すべての項目に該当していること）

該当する項目にチェックをしてください。

- 町内の飲食店で、千葉県（保健所）から、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に基づく許可を令和3年8月1日以前に受けていて、本給付申請時においてその有効期限が過ぎていない。
- 町内に飲食店を有し、今後も事業を継続する意思がある。
- 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく当該要請に応じていること。
- 令和2年度分までの町税等（法人町民税、個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納していないこと。
- 「暴力団排除に関する規定」（申請要領P8参照）を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部に照会することについて予め承諾すること。

※添付書類（確認しチェックすること）

- 令和2年分の確定申告書等の写し
- 【個人事業主の場合】本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）
- 営業許可証の写し
- 振込口座の通帳の写し（口座番号・名義カタカナがわかる表紙等）

① 前年の確定申告書類の控え

(ア) 法人の場合

令和2年分を提出してください。

法人税の確定申告書別表一の写し（1枚）

法人事業概況説明書の写し（2枚）

■確定申告書第一表（1枚） ■法人事業概況説明書（2枚）

※e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出して下さい。

(イ) 個人事業者の場合（青色申告の場合）

令和2年分を提出してください。

所得税の確定申告書第一表の写し（1枚）

所得税の青色申告決算書の写し（2枚）

■確定申告書第一表（1枚） ■所得税青色申告決算書（2枚）

※e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出して下さい。

(ウ) 個人事業者の場合（白色申告の場合）

令和2年分を提出してください。

所得税の確定申告書第一表の写し（1枚）

所得税の収支内訳書の写し（1枚）

■確定申告書第一表（1枚） ■収支内訳書（1枚）

※e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出して下さい。

② 【個人事業者の場合】本人確認書類の写し

本人確認書類は、下記の（ア）から（エ）のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

（ア）運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）

（イ）個人番号カード（オモテ面のみ）

（ウ）写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）

（エ）在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。なお、（ア）から（エ）を保有していない場合は、（オ）又は（カ）で代替することができるものとします。

（オ）住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

（カ）住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方

③ 営業許可証の写し

千葉県長生保健所が発行した飲食店営業の許可書類の写しを提出してください。

④ 振込先口座を確認できる書類

□ 口座の通帳の写し

(法人の場合) 法人名義

(個人事業者の場合) 本人名義

□ (申請者と振込先名義人が異なる場合) 委任状

※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようコピーしてください。

※上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。

同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

※画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません。

※委任状について、委任者（支援金申請者の名前・住所）、受任者（振込先口座名義人の名前・住所）・委任する旨の文言（「私に給付される長南町飲食店事業継続支援金の受領に関する権限を、下記の者を代理人とし委任します。」等）・委任者印が確認できることが必要です。

3 給付の決定等

申請書を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められたときは支援金を給付します。

申請書類の審査の結果、本支援金を給付する旨を決定したときは、後日、給付決定通知書を発送いたします。なお、給付しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。

IV その他留意事項

- (1) 本支援金の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金するとともに、加算金を支払うこととなります。
- (2) 町は必要に応じて、申請内容（休業実態等）の状況について調査する場合があります。その場合、給付対象者は町に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- (3) ホームページで紹介する場合があります。
- (4) 給付対象者は、本支援金の申請にかかる書類一式について、証拠書類を令和3年度から5年間、保存しておかなければなりません。

※その他ご不明な点については、町産業振興課までお問い合わせください。

暴力団排除に関する規定（Ⅰ 支援金の概要 2 紹介対象者⑥関係）（別紙）

給付を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知り、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾していただくことが申請条件となります。